

## 災害救助法制の見直しについて

近年、基礎自治体の対応能力を超える大規模災害が頻発しており、発災時における広域調整の重要性が再認識されてきています。平成28年熊本地震においても、指定都市である熊本市を始め多くの自治体が被災し、被災市町村は、熊本県を通じて県内市町村や他県からの応援を受けたところ です。

都道府県は広域自治体でありその役割として、災害救助法及び災害対策基本法に基づき、発災時に適切な役割分担を行い、相互の連携協力を確保すべく、指定都市はもとより市町村及び関係機関との連携の強化に日頃より取り組んでいるところです。

そうした中、内閣府は、平成28年9月8日の会議で、災害救助法制の見直し等に関する指定都市市長会の要請に基づき、指定都市の市長を災害救助法における救助の主体として位置付けること等の説明を行いました。

全国知事会では、この災害救助法制の見直しに関し、下記について留意し対応する必要があると考えます。

### 記

- 1 災害救助における都道府県知事の広域調整の必要性と役割に鑑み、発災時における一元的対応を損なうことのないようにすること。
- 2 災害救助法制の見直しについては、平成27年1月30日の閣議決定において「都道府県と市町村の間で十分調整を行った上で、委任する救助の内容や場合について定めておくことが有効である」と決定されたものであり、現在の制度において対応が可能である。

それにも関わらず、制度の見直しを検討するのであれば、関係機関の参加のもと、慎重かつ丁寧な議論を行い、広域災害の様態に応じて災害救助法制を強化する目的で行うこと。併せて、救助範囲の見直しなど、全国知事会が従来から求めていることについても検討すること。

＜上記意見の理由＞

平成 26 年度に行われた、救助の主体権限を都道府県知事から指定都市の市長へ移譲するという災害対応法制の見直しの提案に対しては、地方分権改革推進本部等の様々な議論、検証を経て「都道府県から市町村に対して救助の事務を委任することは現行規定上も可能であり、災害救助法の適用後速やかに救助できるようあらかじめ都道府県と市町村の間で十分調整を行った上で委任する救助の内容やどのような場合に委任するのかを定めておくことが有効であることを地方公共団体に通知すること」と平成 27 年 1 月 30 日に閣議決定し、災害救助法の改正は必要ないとされたところ。

地方においては、これまでこの方針に基づき、都道府県と市町村の間で事前調整を始めとした様々な取り組みを実施しています。指定都市市長会の示す課題は、現行の災害救助法に基づく委任規定を活用し、連携を強めることにより解決可能であり、また解決すべき課題です。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、そして今回の熊本地震等を振り返っても、災害の様態に応じてその対応は様々です。指定都市が災害時に、その有している対応能力を遺憾なく発揮されることに何ら異存はありません。私たちは、災害救助法の適用が必要となる大規模災害においては、被災者の視点に立ち、国・自治体・民間事業者等がその持てる力を存分に発揮できるような制度を構築することが重要であると考えています。そのために都道府県と指定都市が連携を強化していくことは言うまでもありません。一方、今回の要望の内容は、救助の主体を分割することにより、広域自治体である都道府県の広域調整機能及び適正な資源配分機能の毀損、複数の団体から事業者等に従事命令や協力依頼が発せられること等、解決されていない課題があります。

災害救助法制の見直しを実施する場合、迅速かつ的確な救助実施の観点から、慎重かつ丁寧な検討が必要です。

平成 28 年 10 月 14 日

全国知事会会長

山田 啓二

全国知事会危機管理・防災特別委員長

泉田 裕彦

## 平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針(抄)

〔平成 27 年 1 月 30 日  
閣 議 決 定〕

### 1 基本的考え方

地方分権改革については、4 次にわたる地方分権一括法等により、地方分権改革推進委員会の勧告事項について一通り検討を行い、地方公共団体への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を進めてきた。新たな局面を迎える地方分権改革においては、このような成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成 26 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会、農地・農村部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

### 5 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

#### 【内閣府】

#### （1）災害救助法（昭 22 法 118）

都道府県から市町村に対して救助の実施に関する事務を委任することは現行規定上も可能であり、災害救助法の適用後速やかに救助が実施できるよう、あらかじめ都道府県と市町村の間で十分調整を行った上で、委任する救助の内容やどのような場合に委任するのかを定めておくことが有効であることを、地方公共団体に通知する。